

福岡県医発第927号(地)
平成17年 8月12日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹嶋 康弘



日本医師会労災・自賠責委員会中間報告『個人情報保護に関する法律』
の施行に係る労災保険・自賠責保険等Q&Aの送付について

平成17年7月13日付けで、日本医師会労災・自賠責委員会より日本医師会植松会長に対し、委員会中間報告として提出された『個人情報保護に関する法律』の施行に係る労災保険・自賠責保険等Q&Aが、日本医師会より別紙のとおり送られてまいりましたので会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 島田昇二郎

事務連絡（保 63）
平成 17 年 8 月 4 日

都道府県医師会
労災・自賠責担当理事 殿

日本医師会常任理事
土 屋



労災・自賠責委員会中間報告書の送付について

平成 17 年 7 月 13 日、本会労災・自賠責委員会（塩見俊次委員長）より、植松会長に対して中間報告として「『個人情報の保護に関する法律』の施行に係る労災保険・自賠責保険等 Q & A」が提出され、7 月 19 日の本会理事会において本職よりその内容を報告いたしました。

労災・自賠責委員会では、会長諮問である「労災保険・自賠責保険を巡る諸問題について」に対して、厚生労働省や関係団体等との意見交換会の開催等、諸問題の解決に向け積極的に活動しております。

本年 4 月の「個人情報の保護に関する法律」の全面施行に伴い、会員から労災保険や自賠責保険（交通事故診療）に関する様々な質問・要望が寄せられていることから、委員会の活動の一環として、労災保険・自賠責保険等に着目した Q & A の作成に取組み、本年 7 月 13 日に中間報告として会長に提出されたものであります。

また、Q & A とともに、特にお問い合わせの多かった同意書等について、法律の専門家にアドバイスをいただきながら様式（案）を作成しております。

つきましては、ご参考までに中間報告書を 1 部お送りいたしますので、ご査収のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、本答申書につきましては、本会ホームページ（メンバーズルーム）に掲載する予定としておりますことを申し添えます。



諮問：労災保険・自賠責保険を巡る諸問題について

【 中 間 報 告 】

『個人情報保護に関する法律』の施行に係る
労災保険・自賠責保険等 Q & A

平成 1 7 年 7 月

日 本 医 師 会

労 災 ・ 自 賠 責 委 員 会

日本医師会長

植 松 治 雄 殿

労災・自賠責委員会では、平成１６年８月１８日に貴職より諮問のありました「労災保険・自賠責保険を巡る諸問題について」検討するにあたり、行動する委員会と当委員会を位置付け、労災保険に関しては厚生労働省労働基準局労災補償部との意見交換会、自賠責保険に関しては日本損害保険協会及び損害保険料率算出機構との意見交換会等を開催するなど、様々な問題点の解決に向け鋭意検討を重ねております。

今般、平成１７年４月１日の「個人情報の保護に関する法律」の全面施行にともない、各都道府県医師会において会員の先生方より、特に交通事故診療における同意書等の取扱いについて、多くのご質問・ご要望が寄せられている状況から、喫緊の課題として、労災保険及び自賠責保険（交通事故診療）等に着目した医療機関における個人情報の取扱いに係るＱ＆Ａ（同意書等の様式案を含む。）を取りまとめましたのでご報告申し上げます。

また、最終的な答申の作成に向け、引続き検討を重ねてまいりますことを申し添えます。

平成１７年７月１３日

労災・自賠責委員会

委員長 塩 見 俊 次

副委員長 富 永 孝

委 員 稲 垣 善 幸

佐 藤 和 徳

島 筒 志 郎

高 橋 牧之介

豊 田 馨

藤 川 謙 二

村 田 欣 造

八 幡 雅 志

山 内 四 朗

- 目 次 -

『個人情報保護に関する法律』の施行に係る 労災保険・自賠責保険等 Q & A

○労災保険関係

1) 二次健康診断等給付について (Q 1, Q 2)	1
2) 労災診療費の請求について (Q 1)	3
3) その他, 労災保険関連事項について (Q 1)	4

○自賠責保険（交通事故診療）関係

1) 交通事故に係る診療費の請求に際しての同意書等について (Q 1 ~ Q 7)	5
2) 損害保険会社・警察等からの症状照会に対して (Q 1 ~ Q 5)	11
【関連事項】大規模災害や事故等における対応	15
3) 後遺障害の診断書について (Q 1)	16
4) 委任状・同意書の様式（案）について	17
『一括払い』による請求・支払い, 情報提供等の流れ（一例）	25

○自賠責保険診療費算定基準（新基準）に関する問題点等

.....	26
-------	----

『個人情報保護に関する法律』の施行に係る 労災保険・自賠責保険等 Q & A

日本医師会労災・自賠責委員会

○ 労災保険関係

1) 二次健康診断等給付について

Q 1 : 労災保険二次健康診断等給付においては、労働者自身が健診結果を事業者に提出し、事業者は産業医等の意見を聴いて就業上の適切なる措置を行う必要があるとされている。

二次健診の有所見者に対する事後措置が事業者の公法上義務付けられているとされるが、事業者が有所見者の個人情報を得て、産業医の意見を聴取して事後措置をする、この過程と個人情報保護法との関連についてどう考えるか。

A 1 : 二次健診等給付の結果は、健診医療機関から受診した労働者本人に渡され、制度の趣旨を理解したうえで労働者本人が事業者へ健診結果を提出するため、特段、個人情報保護法に係る問題は生じない。

なお、健診結果の提出を受けた事業者が、その健診結果について産業医等の医師からの意見を聴取することは、労働者災害補償保険法や労働安全衛生法（下記《参考》を参照。）に、事業者として行わなければならないものと規定されている。

《参考》

○ 二次健康診断の結果についての医師からの意見聴取（労働者災害補償保険法第27条、労働安全衛生法第66条の4、労働者災害補償保険法施行規則第18条の17及び第18条の18並びに労働安全衛生規則第51条の2第2項関係）

二次健康診断を受けた労働者から当該二次健康診断の実施の日から3か月以内に当該二次健康診断の結果を証明する書面の提出を受けた事業者は、労働安全衛生法第66条第1項から第4項まで若しくは第5項ただし書又は第66条の2の規定による健康診断及び当該二次健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。）に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、当該二次健康診断の結果を証明する書面が事業主に提出された日から2か月以内に、医師の意見を聞かなければならないこと。また、聴取した医師の意見は労働安全衛生規則様式第5号の健康診断個人票に記載しなければならないこと。

○ 二次健康診断実施後の措置（労働安全衛生法第66条の5関係）

事業主は、上記による医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設若しくは設備の設置又は整備その他の適切な措置を講じなければならないこと。

なお、事業主が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針（健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（平成8年労働省公示第1号））について、「労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成12年法律第124号）」の施行に併せて改正し、4月1日から適用されることとしていること。

Q2：二次健康診断等給付制度により健診を受けた労働者が、健診医療機関から健診結果を受け取ったが、その結果を事業者に提出しなかったため、職場から健診医療機関に対し健診結果の照会があった場合、医療機関としてはどのように対応すべきか。

A2：二次健康診断等給付制度は、定期健康診断（一次健診）のように、労働安全衛生法の規定により事業者から医療機関が委託されて実施するものとはその趣旨が異なり、一次健診の結果から、対象となる労働者の希望により二次健診等給付を受けることとなっている。

また、健診結果についても直接労働者に渡すこととしており、その結果を事業者に提出するかどうかは、健診を受けた労働者の判断によるものである。

したがって、事業者から直接健診医療機関に対し、受診した労働者の健診結果の照会や提出依頼があった場合には、健診を受けた労働者の同意を得ずに事業者に回答または結果の提出を行うことは、個人情報保護法に抵触する恐れがあるので、慎重な対応をお願いしたい。

2) 労災診療費の請求について

Q 1 : 労災保険の診療費請求において、労災指定医療機関が(財)労災保険情報センター（以下、「R I C」という。）と契約している場合、診療報酬請求書・明細書（以下、「レセプト等」という。）をR I Cが取扱うこととなるが、「個人情報の保護に関する法律」上の整理はどうなっているか。

A 1 : 以下のような厚生労働省労働基準局労災補償部補償課の見解を得ている。

【平成 17 年 3 月 7 日 厚生労働省労働基準局労災補償部補償課 見解】

個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）と同時に行行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十八号）が施行されます。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の第八条では、「行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」とされております。

個人情報が掲載されているレセプト等の利用の目的は、労災保険診療費の審査支払業務でありますから、レセプト等の審査支払業務の一部である事前点検業務等をR I Cに委託する際にレセプト等を提供することは、個人情報の利用目的内（審査支払業務）のことですので、上記第八条が想定する個人情報の利用目的以外の利用及び提供にあたらないと解釈しています。

これらのことから、R I Cが本人同意を得ずにレセプト等を取扱うことについて、法律上問題はないと整理しております。

また、労災保険に関する診療費の請求については、利用目的に関する院内掲示（日本医師会作成「医療機関における個人情報の保護」（平成 17 年 2 月）P 40）の例にあるように、「診療費請求のための事務」として労災保険の診療費請求に係る事項について盛込むことで、患者さんへの周知が図られることとなる。

3) その他、労災保険関連事項について

Q 1 : 労災事故で当該医療機関に受診している被災労働者に関して、会社の上司から怪我の状況等について説明を求められた場合、労災指定医療機関としてどう対応すべきか。

A 1 : 日本医師会作成「医療機関における個人情報の保護」(平成17年2月)における、
3 医療機関として取り組むべきこと (4) 診療情報を診療以外の目的で利用する場合－第三者への提供－(P18～31)を参照されたい。

《抜粋》 「医療機関における個人情報の保護」(日本医師会 平成17年2月) P24

3 医療機関として取り組むべきこと

(4) 診療情報を診療以外の目的で利用する場合－第三者への提供－

(b) 民間団体・個人など

(イ) 勤務先、上司、同僚、学校など

医療機関は、患者さんの勤務先や通学先の関係者から、患者さんの病状や治療内容について問い合わせを受けることも少なくありません。また、通院、入院の事実を尋ねられることもあります。これらは電話など口頭での問い合わせであることが多く、医療機関として安易に回答しがちですが、患者さんの立場からすれば最も利害関係の衝突する部分であり、医療機関はこれまでもまして慎重な対応を心がけてはなりません。これらの関係者に患者さんの情報を告げることは、法律上、第三者提供にあたりますので、提供に先立ち、本人の同意を得なくてはなりません。

たとえば入院患者さんの場合には、入院手続きの際などに、入院中に外部から問い合わせがあったらどう対応するかを、あらかじめ患者さん・直接の介護者などから聞いておくなど、各医療機関において適切な方法を工夫する必要があります。

《参考》 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」
(厚生労働省 平成16年12月24日) P21 抜粋

(1) 第三者提供の取扱い

医療・介護関係事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならないとされており、次のような場合には、本人の同意を得る必要がある。

(例)

・職場からの照会

職場の上司等から、社員の病状に関する問い合わせがあったり、休職中の社員の職場復帰の見込みに関する問い合わせがあった場合、患者の同意を得ずに患者の病状や回復の見込み等を回答してはならない。

○ 自賠責保険（交通事故診療）関係

1) 交通事故に係る診療費の請求に際しての同意書等について

Q 1：交通事故診療について、診療費を自由診療で行っている場合、毎月、加害者側の損害保険会社（代理店を含む。以下同じ。）に被害者である患者さんの診断書及び診療報酬明細書（レセプト）等を提出するが、この際、患者さんから診断書及びレセプト等の提出に係る同意書等をもらっておく必要があるか。

また、同意書等をとる必要があるという場合、請求する月ごとにとる必要があるか。

A 1：損害保険会社に患者さんの診療情報を提供する場合には、患者さん本人の同意が絶対に不可欠である。

したがって、交通事故診療において、損害保険会社に対して診断書やレセプト等、患者さんの個人情報となる診療情報を提供する場合には、患者さん本人の同意を得る必要がある。

また、患者さん本人の同意を得る際に、診療費の請求は原則月ごとに行うため、その都度診断書及びレセプト等の提出が必要になる旨の説明を加えて、これに対する同意をとっておけば、特別の事情がない限り、毎月同意を得る必要はない。

Q 2：損害保険会社が患者さんから包括的な同意書や委任状を先に取り付けければ、医療機関は患者さん本人から改めて同意を得なくても損害保険会社へ診断書・レセプト等の情報提供を行うことができるか。

A 2：損害保険会社が、保険の支払い手続に入る時点で、情報取得を含む包括的な同意書または委任状を患者さんから取り付けておくことが多いが、医療機関としては、それらの書面の確認だけでは不十分で、患者さん本人が情報提供の内容や範囲を正確に理解したうえで同意していることを確実に確認する必要がある。

このため、損害保険会社が取得した同意（書）等が示された場合であっても、医療機関自身が直接患者さん本人から同意書を得ておいた方が良い。

Q 3：医療機関は患者さんから同意書を取らなくても口頭で同意が得られれば、損害保険会社に診断書等を発行しても問題にならないのか。

A 3：患者さん本人の同意を得る場合には、できるだけ患者さんの自署または押印のある同意書を取り付けることが望ましい。

なお、厚生労働省より、本人の同意を得る場合に、文書で同意を得る必要があるかに関して下記のとおり「Q & A」が示されているので参考とされたい。

《参考》 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に関するQ & A（事例集）（厚生労働省 平成17年3月作成・5月20日改訂版）抜粋

【総論】

＜本人の同意＞

Q 3－1 本人の同意を得る場合には、文書で同意を得る必要がありますか。

A 3－1 医療機関等については、本人の同意を得る方法について法令上の規定はありません。このため、文書による方法のほか、口頭、電話による方法なども認められます。このため、同意を求める内容や緊急性などを勘案し、それぞれの場面に適切な方法で同意を得るべきと考えます。

介護関係事業者については、介護保険法に基づく指定基準により、サービス担当者会議等において利用者または家族の個人情報を使用する場合は、利用者及び家族から文書による同意を得ておく必要があることに留意が必要です。（参照：ガイドライン p 24）

Q 4：医療機関における『個人情報の利用目的』に関する院内掲示の中で、「損害保険会社に交通事故に係る治療費（診療費）を請求する場合、診断書等の情報提供を行うことがある」という内容を掲示しておけば、患者さんから改めて同意書をとる必要はないか。

A 4：日本医師会作成『医療機関における個人情報の保護』（平成17年2月）や厚生労働省作成『医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン』（平成16年12月24日）において、医療機関における個人情報の利用目的に関する院内掲示の例から、交通事故診療に係る記載は除かれていることから、現時点での対応としては、院内掲示等で公表することにより包括的な同意を得る方法ではなく、交通事故診療に係る診療費の請求等における診断書等の情報提供については、患者さんから個別に同意（書）を得るように対応されたい。

Q 5：医療機関における『個人情報利用目的』に関する院内掲示の中で、「損害保険会社に交通事故に係る治療費（診療費）を請求する場合、診断書等の情報提供を行うこと」が除外されているが、健康保険や労災保険における診療費の請求とは異なり、なぜ、交通事故に係る診療費の請求は、患者さんから改めて同意書をとらなければならないのか。

A 5：健康保険や労災保険の診療費というのは、厚生労働大臣の告示や通知、労働基準局長による通知等で示された、統一的な診療報酬（算定基準）に基づき算定し請求される。

しかし、交通事故診療に係る診療費の請求については、自由診療によるものであるため、それぞれの医療機関においてもその事案ごとに請求額・請求方法が異なる。

また、診療費に係る請求方法においても、事案ごとにその形態は様々である。

例えば、医療機関が直接自賠責保険の損害保険会社に請求する場合、自賠責保険における請求者は「加害者」と「被害者」に限定されるため、医療機関が直接請求するためには、「被害者」である患者さんから請求権を委任される必要があり、この際、委任状が必要となる。

さらに、一括請求の場合、医療機関が被害者（患者さん）に請求し、被害者が任意保険の損害保険会社に請求する事案、医療機関が直接任意保険の損害保険会社に請求する事案等があり、またその他の請求方法も考えられる。

以上のようなことから、交通事故に係る治療費（診療費）を請求する場合については、医療機関における『個人情報利用目的』として、院内掲示等で公表することにより包括的な同意を得る方法は適さないと判断され、例示された利用目的の中に含まれていない。

Q 6：交通事故に係る診療費を請求する際、診断書や診療報酬明細書等の情報提供を損害保険会社行うことについて、患者さんの同意を書面により得る場合、どのような書式を用いたら良いか。

A 6：本紙18～24ページを参照されたい。

なお、18～20ページの委任状（様式案）については、医療機関が直接自賠責保険会社に請求する際に必要となる被害者（患者さん）の医療費請求に関する委任状と医療費請求に必要な書類（診療報酬明細書・診断書等）を損保会社に提出することの同意書を兼ねた様式となっている。

（自賠責保険は、請求者が「被害者」と「加害者」に限定されるため、医療機関が直接請求するには被害者から医療費の請求・受領の委任をうける必要がある。）

※ 一括払いの場合、医療機関としては、医療費の請求先（患者さん・任意保険会社・その他）をどこにするのか確認して下さい。（任意保険会社から医療機関に直接請求するよう連絡されるケースが多い。）

本紙21～24ページの同意書（様式案）については、一般的な「一括払い」の場合等の医療費請求に係る情報提供、損害保険会社から診療に係る照会に対して、必要書類を提供する際に用いる同意書の様式としている。

公的保険制度（健康保険や労災保険）を利用せず、医療費は医療機関から直接任意保険の損害保険会社に請求することを患者さんに確認したら、医療費の請求には「明細書・診断書等」の提出が必要であることを説明した上で、同意書に記入をお願いし、患者さんの同意を得るようにする。

また、医療費の請求以外に損害保険会社からの患者さんの診療に係る照会等に対し、診療情報の提供が必要となる場合には、損害保険会社に何を提供するのか に記載し、患者さんの同意を得るようにする。

損害保険会社の照会等により、患者さんの診療に係る情報を提供する場合には、面倒であってもその都度、患者さんの同意を得るべきものとする。（何度でも、同意書様式を用いて、提供する書類等を記載して患者さんの同意を得るべきである。）

《抜粋》 「医療機関における個人情報の保護」（日本医師会 平成17年2月） P23～24

3 医療機関として取り組むべきこと

（４）診療情報を診療以外の目的で利用する場合－第三者への提供－

（b）民間団体・個人など

（ア）保険会社

保険会社からは、治療に要した医療費や補償金額の確定のための調査の過程で、医療機関に対して、患者さんの容態や治療内容、入通院に要した日数、治療費などについて、口頭または文書で回答を求めてくることしばしばあります。生命保険では患者さん本人が加入している会社から、損害保険では本人が加入している保険会社ばかりでなく、交通事故の相手方など他人が加入している保険会社から照会を受けるという場合もあります。

いずれにしても、保険会社に患者さんの診療情報を提供する場合には、患者さん本人の同意が絶対に不可欠です。同意の方法としては、保険の支払い手続きに入る時点で、保険会社が情報取得を含む包括的な同意書または委任状を患者さんから取り付けておくことが多いようです。しかし、医療機関としては、それらの書面を確認するだけでは十分ではなく、患者さん本人が情報提供の内容や範囲を正確に理解したうえで同意していることを確実に確認し、不本意な情報提供が行われることのないよう、慎重な対処をする必要があります。

その他にも、患者さんが各種保険に加入しようとする際に、過去の病歴、既往症などについて、保険会社から問い合わせをしてくる場合などがありますが、当然、患者さんの同意なく情報提供すべきではありません。

《参考》 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（厚生労働省 平成16年12月24日） P21 抜粋

（１）第三者提供の取扱い

医療・介護関係事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならないとされており、次のような場合には、本人の同意を得る必要がある。

（例）

・民間保険会社からの照会

患者が民間の生命保険に加入しようとする場合、生命保険会社から患者の健康状態等について照会があった場合、患者の同意を得ずに患者の現在の健康状態や既往歴等を回答してはならない。

交通事故によるけがの治療を行っている患者に関して、保険会社から損害保険金の支払いの審査のために必要であるとして症状に関する照会があった場合、患者の同意を得ずに患者の症状等を回答してはならない。

《参考》 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に関するQ&A（事例集）（厚生労働省 平成17年3月作成・5月20日改訂版）抜粋

【各論】

＜個人データの第三者提供＞

Q5-6 民間保険会社等から医療機関に対して、患者の治療結果等に関する照会があった際、民間保険会社等が患者本人から取得した「同意書」を提示した場合は、回答に当たり、本人の同意が得られていると判断してよいのでしょうか。

A5-6 個人データの第三者提供に当たっては、個人データを保有し、第三者提供を行う個人情報取扱い事業者である医療機関が、本人の同意を得る必要があります。このため、民間保険会社から照会があった際に、本人の「同意書」を提出した場合であっても、医療機関は、当該同意書の内容について本人の意思を確認する必要があります。

なお、開示の求めを行い得る代理人として、当該患者の保有個人データの開示の求めがあった場合の取扱いについては、ガイドライン35ページ10～17行目の、本人の意思の確認に関する記載を参照してください。

Q 7：医療機関が診療費を請求する際に損害保険会社へ診断書を提供する場合、患者さんから情報提供の同意を得るだけでなく、損害保険会社に提供した診断書の写しを患者さんにも交付する必要があるのではないか。

A 7：医療機関としては、患者さんに対し交通事故に係る診療費の請求（健保を用いない場合）において、診断書の提出が必要である旨説明のうえ、損害保険会社への診断書の提供の同意を得ると同時に、患者さんから診断書の写しの交付を求められた場合には、それに対応する必要がある。

2) 損害保険会社・警察等からの症状照会に対して

Q 1 : 損害保険会社が、病名、治療内容等の情報を提供して良いとの患者さんの同意書を持って医療機関を訪れ、患者さんの詳しい病状、X- Pの結果等を尋ねることに対し、医療機関としてどう対応すべきか。

A 1 : 損害保険会社が、保険の支払い手続に入る時点で、情報取得を含む包括的な同意書または委任状を患者さんから取り付けておくことが多いようだが、医療機関としては、それらの書面の確認だけでは不十分であり、患者さん本人が情報提供の内容や範囲を正確に理解したうえで同意していることを確実に確認する必要がある。

日本医師会作成「医療機関における個人情報の保護」(平成17年2月)における、
3 医療機関として取り組むべきこと (4) 診療情報を診療以外の目的で利用する場合－第三者への提供－ (b) 民間団体・個人など (ア) 保険会社 (P 2 3～2 4) を参照されたい。

なお、損害保険会社が患者さんの同意書のコピーを持参する場合もあるようだが、コピーの場合であれば、なおさら患者さん本人の同意を確認する必要がある。

Q 2 : 月末になると、損害保険会社から患者さんの通院日(数)等の問い合わせが電話でくることがあるが、どのように対応すればよいか。

A 2 : 患者さん本人の同意を得てから、損害保険会社の問い合わせに回答する必要がある。このような場合、損害保険会社に対して、基本的には患者さんを通じて問い合わせを行うよう求めるなどの対応が望ましい。

また、患者さん本人から電話により、通院日(数)等の問い合わせがあった場合、たとえ生年月日等の確認ができたとしても、電話では本人確認が難しいため、個人情報の保護に関する法律の施行に伴い、電話での問い合わせに安易にお応えすることができない旨お伝えし、直接来院をお願いする等の対応も考えられる。

Q3：損害保険会社からX線写真の貸し出しを求められる場合があるが、どのように対応すべきか。

A3：X線写真についても当然患者さんの個人情報であるので、情報の提供においては、患者さん本人の同意を得たうえで対応すべきである。

ただし、X線写真については、医療法上医療機関が備えておかなければならない「診療に関する諸記録」の1つであり、2年の保存期間（医師法では5年（診療録）、療養担当規則では完結の日から3年間）が定められているので、貸し出しに応じる場合には、返還が確実な場合に限るべきである。

設問のケースでは、X線写真を必要としているのは損害保険会社であり、たとえ患者さんの同意を得て貸し出しを行ったとしても、第三者である損害保険会社に渡り、そこで紛失する可能性もあるので、返還の確実性からも原本を貸し出すべきでない。

交通事故診療のケースでは、損害保険会社からX線写真の貸し出しの求めがあった場合、患者さんの同意を得たうえで、原本を貸し出すのではなく複写したものを患者さん自身に提供し、複写に係る実費を徴収する等の対応が必要と考える。

Q 4：弁護士から送られてくる照会状に対し、患者の同意がなければ原則的に回答する必要はないのでしょうか。

A 4：慎重に対応することを原則とし、日本医師会作成「医療機関における個人情報の保護」（平成17年2月）における、3 医療機関として取り組むべきこと （4）診療情報を診療以外の目的で利用する場合－第三者への提供－ （a）司法関係機関 （ウ）弁護士会（P 22～23）を参照されたい。

《抜粋》 「医療機関における個人情報の保護」（日本医師会 平成17年2月） P 22～23

3 医療機関として取り組むべきこと

（4）診療情報を診療以外の目的で利用する場合－ 第三者への提供－

（a）司法関係機関

（ウ）弁護士会

弁護士会は、自分が担当する事件に関して事実調査などの必要が生じた場合、所属の弁護士会を通じて、行政機関や団体などに対して報告を求めることができます（弁護士法23条の2）。これも法令の根拠はありますが、任意協力を求めるものなので、慎重に対応する必要があります。患者さん本人の同意なく、秘匿を要する個人情報を提供することは、ときに不法行為となり、患者さん本人から損害賠償請求を受ける恐れがあります。

※最高裁昭和56年4月14日判決は、政令指定都市の区長が本条による照会に応じて前科および犯罪経歴を報告したことが、過失による公権力の違法な行使にあたるしました。

《参考》 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に関するQ & A（事例集）（厚生労働省 平成17年3月作成・5月20日改訂版）抜粋

【各論】

<個人データの第三者提供>

Q 5－4 弁護士会から過去に診療を行った患者に関する照会があった場合、本人の同意を得ずに回答してよいでしょうか。

A 5－4 弁護士会は、弁護士法第23条の2に基づき、受任している事件に関して、所属する弁護士会を通して公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができます。したがって、弁護士会への回答に当たっては、「法令に基づく場合」に相当するため、本人の同意を得ずに個人データの第三者提供を行うことができます。ただし、ガイドライン10ページに記載されている刑事訴訟法第197条第2項の取扱いと同様に、回答するか否かについては個別の事例ごとに判断する必要があります。

《参考》 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（厚生労働省 平成16年12月24日） P 10 抜粋

（2）利用目的による制限の例外

① 法令に基づく場合

医療法に基づく立入検査、～（略）

また、刑事訴訟法第197条第2項（捜査に必要な取調べ）等については、法の例外規定の対象であるが、当該法令において任意協力とされており、医療・介護関係事業者は取調べ等が行われた場合、回答するか否かについて個別の事例ごとに判断する必要がある。この場合、本人の同意を得ずに個人情報の提供を行ったとしても、法第16条違反とはならないが、場合によっては、当該本人からの民法に基づく損害賠償請求等を求められるおそれがある。

Q 5 : 警察からの症状, 治癒までの期間等の問い合わせに対して, どう対応すればよいか。

A 5 : 任意協力のものである場合, 問い合わせの内容等に応じて患者さんの同意を得たうえで回答するなど, 慎重に対応すべきものとする。

日本医師会作成「医療機関における個人情報の保護」(平成17年2月)における,
3 医療機関として取り組むべきこと (4) 診療情報を診療以外の目的で利用する場合—第三者への提供— (a) 司法関係機関 (ア) 警察・検察庁など (P 20 ~ 21) を参照されたい。

《抜粋》 「医療機関における個人情報の保護」(日本医師会 平成17年2月) P 20 ~ 21

3 医療機関として取り組むべきこと

(4) 診療情報を診療以外の目的で利用する場合—第三者への提供—

(a) 司法関係機関

(ア) 警察・検察庁など

警察・検察庁からの照会, 問い合わせは, 単に電話などによる場合と, 刑事訴訟法197条2項にもとづく捜査関係事項照会の場合, あるいは刑事訴訟法218条の令状による捜査の場合とではそれぞれ取り扱いが異なります。

法令にもとづかない照会の場合には, 本人の同意なく患者情報を提供することは, 内容にもよりますが, 個人情報保護法に触れると考えられます。もっとも, 交通事故や傷害事件などの現場から搬送されてきたばかりの患者さんについて, おおよその容態や症状を告げることなどは, 当然, 許されると考えられます(法23条1項2号参照)。

これに対して, 裁判所の令状による場合(刑事訴訟法218条)はもちろん, 捜査関係事項照会の場合(刑事訴訟法197条2項)には, 法令の根拠があるので, 本人の同意を得ることなく第三者提供をしても個人情報保護法には触れないともいわれていますが,それほど単純に割り切れることはできません。裁判所の令状による場合でも, 刑事訴訟法105条は一定の場合に, (医療機関にはありませんが) 医師に対して押収を拒絶する権利を認めています(※)。多くの場合, 差押, 押収に応じてよいと思われそうですが, 慎重に対応する必要があります。他方, 捜査関係事項照会は任意協力とされていますので, 医療機関としては「患者さんの秘密保持」と「警察への協力, 回答」とのどちらを優先させるかを, さらに一層慎重に判断するべきです。回答の内容・方法(たとえば診療記録等を丸ごと複写して添付するなど), およびその利用のされ方如何によっては, 後日, 医療機関に対する損害賠償請求に発展する可能性があります。

※刑事訴訟法105条は, 「医師, 歯科医師, 助産師, 看護師, (略) の職に在る者又はこれらの職に在った者は, 業務上委託を受けたため, 保管し, 又は所持する物で他人の秘密に関するものについては, 押収を拒むことができる。但し, 本人が承諾した場合, 押収の拒絶が被告人のためのみにする権利の濫用と認められる場合(略)は, この限りでない。」と規定しています。

【関連事項】

大規模災害や事故等において、意識不明の患者や身元不明の患者等に関する対応として、下記のとおり厚生労働省より Q & A が示されているので参考とされたい。

《参考》 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に関する Q & A（事例集）（厚生労働省 平成 17 年 3 月作成・5 月 20 日改訂版）抜粋

【各論】

＜個人データの第三者提供＞

Q 5－17 大規模災害や事故等で、意識不明で身元の確認できない多数の患者が複数の医療機関に分散して搬送されている場合に、患者の家族又は関係者と称する人から、患者が搬送されているかという電話での問い合わせがありました。相手が家族等であるか十分に確認できないのですが、患者の存否情報を回答してもよいでしょうか。

A 5－17 患者が意識不明であれば、本人の同意を得ることは困難な場合に該当します。また、個人情報保護法第 23 条第 1 項第 2 号の「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合」の「人」には、患者本人だけではなく、第三者である患者の家族や職場の人等も含まれます。

このため、このような場合は、第三者提供の例外に該当し、本人の同意を得ずに存否情報等を回答することができ得ると考えられるので、災害の規模等を勘案して、本人の安否を家族等の関係者に迅速に伝えることによる本人や家族等の安心や生命、身体又は財産の保護等に資するような情報提供を行うべきと考えます。

なお、「本人の同意を得ることが困難な場合」については、本人が意識不明である場合等のほか、医療機関としての通常の体制と比較して、非常に多数の傷病者が一時に搬送され、家族等からの問い合わせに迅速に対応するためには、本人の同意を得るための作業を行うことが著しく不合理と考えられる場合も含まれるものと考えます。

Q 5－18 上記の状況で、患者の家族等である可能性のある電話の相手から、患者の容態等についての問い合わせがあれば、どの範囲まで回答すべきでしょうか。

A 5－18 電話による問い合わせで、相手と患者との関係が十分に確認できない場合には、存否情報やけがの程度等の情報提供に限定することも考えられますし、相手が患者の特徴を具体的に説明できるなど相手が患者の家族等であると確認できる場合には、より詳細な情報提供を行うことも可能と考えます。（参照：ガイドライン p 8）

Q 5－19 上記の方法により連絡のついた家族等から、意識不明である患者の既往歴、治療歴等を聴取することは問題ありませんか。

A 5－19 治療のために必要な既往歴、治療歴等の情報を家族から取得することは、個人情報の適正な取得であり、問題ありません。この場合、本人の意識が回復した後に、家族等から取得した情報の内容とその相手について本人に説明することになります。（参照：ガイドライン p 8）

Q 5－20 Q 5－17 のような状況において、報道機関や地方公共団体等から身元不明の患者に関する問い合わせがあった場合、当該患者の情報を提供することはできますか。

A 5－20 報道機関や地方公共団体等を経由して、身元不明の患者に関する情報が広く提供されることにより、家族等がより早く患者を探しあてることが可能になると判断できる場合には、A 5－17 のように「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当するので、医療機関は、存否確認に必要な範囲で、意識不明である患者の同意を得ることなく患者の情報を提供することが可能と考えられます。具体的な対応については、個々の事例に応じて医療機関が判断する必要があります。

3) 後遺障害の診断書について

Q 1 : 交通事故に係る傷病が、治癒または症状固定となり、後遺障害の申請をするため、診断書の作成を行ったが、これは損害保険会社に直接提出してよいのか。

A 1 : 後遺障害の申請は、損害保険会社を通じて各地区の自賠責損害調査事務所に提出されるが、後遺障害の申請に必要な診断書は、患者さんの個人情報となるので、患者さんの同意を得ずに損害保険会社に提出すべきではない。

また、後遺障害の認定は、その状態に応じて第1級から14級までの等級認定が行われ、申請をしても「非該当」となるケースも多く、たとえ認定されても患者さんの思っていた等級よりも低い等級で認定されることもあるため、トラブルになりやすい。

実際、平成14年度に設立された「自賠責保険・共済紛争処理機構」への紛争処理及び相談の申請件数は、年々大幅に増加している。

このように、非常にデリケートな問題を抱えているので、医療機関の対応としては、後遺障害の診断書は患者さん自身に渡すべきである。

患者さんに直接手渡しできないような場合には、患者さんの自宅に郵送するなど、トラブルを防止するためにも慎重な対応が必要と考える。

4) 委任状・同意書の様式（案）について

平成17年4月1日の「個人情報の保護に関する法律」の全面施行にともない、各都道府県医師会等において会員の先生方より、交通事故診療における同意書等の取扱いに関して多くのご質問・ご要望が寄せられている状況である。

その中でも特に、同意書等の様式を示して欲しいとの要望が強いため、本委員会においては検討の上、下記の2つの様式案を作成した。

1. 委任状（案）…………… ○医療機関が直接自賠責保険を扱う損害保険会社に請求を行う場合に用いるもの
2. 同意書（案）…………… ○医療費の一括払いの場合
○損害保険会社やその他関係機関等からの照会等に対し患者の診療情報等を提供する場合
○後遺障害の診断書を提出する場合
等に用いるもの

なお、本様式案については、一般的な例に関して作成していますので、ご利用の際には、各医療機関の実情等に合わせた様式に修正の上、ご活用いただきますようお願いいたします。

また、本様式案の取扱いについては、自賠責共済、自動車共済等においても同様のものと考えます。

委任状（様式案）の利用について

○ 様式 P 19, 記入例 P 20

- 1) 医療機関が直接、自賠責保険の損害保険会社等に交通事故の診療に係る医療費を請求する場合に、委任状が必要となります。

自賠責保険では、請求者が「加害者」と「被害者」に限定されているため、医療機関は自賠責保険会社に直接請求するために、被害者（患者さん）から医療費に関する請求・受領の委任状を取り付ける必要があります。

※ 一括払いの場合、医療機関としては、医療費の請求先（患者さん・任意保険会社・その他）をどこにするのか確認して下さい。（任意保険会社から医療機関に直接請求するよう連絡されるケースが多いようです。）その場合の同意書については P 21 以下参照。

- 2) 自賠責保険における医療費の請求においては、自動車損害賠償保障法施行令（保険会社に対する損害賠償額の支払の請求）第三条により、「請求する金額及びその算出基礎」及びそれに添付する「診断書」、「算出基礎を証するに足る書面」の提出が求められております。

しかし、これらの書類については、患者さんの個人情報でありますので、本資料で示している委任状の様式においては、これらの書類を自賠責保険会社に提出することについての同意書も兼ねた様式としております。

- 3) なお、損害保険会社から患者さんの診療に係る照会等に対し、診療情報の提供が必要となる場合には、同意書様式（本紙 P 22）の 2. にチェック ☒ を入れ、損害保険会社に何を提供するのか に記載し、患者さんの同意を得るようにします。（損害保険会社に患者さんの診療に係る情報を提供する場合には、面倒であってもその都度（何度でも）、患者さんの同意を得るべきものと考えます。）

- 4) 本委任状（様式案）は、自賠責共済においても同様に取扱います。

自賠責保険会社へ直接請求する場合

委 任 状

【受 任 者】

住 所 : _____

氏 名 : _____ 院長
(医療機関名・院長名)

私は、上記の者を代理人と定め次の事項を委任します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日 発生した自動車事故の被害者 _____
が受けた損害に関し、自動車損害賠償保障法に基づく 損害賠償額における医療費 に係
る請求・受領に関する一切の権限
(ただし、本委任について、委任者が解約を申し出た場合はこの限りではない。)

なお、原則各月ごとに行われる医療費の請求に際して、下記書類（貴院が保有する本件
に係る私の医療情報）について、損害保険会社 _____ に
提供することに同意いたします。

- 1) 請求する金額及びその算出基礎となる診療報酬明細書（請求書）
- 2) 上記1)の書面に添付する
 - ①診断書
 - ②上記1)の算出基礎を証するに足る書面 等(_____)

年 _____ 月 _____ 日

【委 任 者】

住 所 : _____

氏 名 : _____ 印

(代理人の場合は被害者との関係 : _____)

注1) 委任者の印鑑証明書を添付し、印には印鑑証明の印を押印して下さい。

2) 印鑑証明書の添付が困難な場合には、損害保険会社等にご相談下さい。

自賠責保険会社へ直接請求する場合（記入例）

委 任 状

【受 任 者】

住 所 : 東京都文京区〇〇 〇- 〇- 〇
〇〇〇〇クリニック

氏 名 : 院長 〇 〇 〇 〇
(医療機関名・院長名)

私は、上記の者を代理人と定め次の事項を委任します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日 発生した自動車事故の被害者 〇 〇 〇 〇
が受けた損害に関し、自動車損害賠償保障法に基づく 損害賠償額における医療費 に係
る請求・受領に関する一切の権限
(ただし、本委任について、委任者が解約を申し出た場合はこの限りではない。)

なお、原則各月ごとに行われる医療費の請求に際して、下記書類（貴院が保有する本件
に係る私の医療情報）について、損害保険会社 〇〇〇〇火災海上保険株式会社 に
提供することに同意いたします。

1) 請求する金額及びその算出基礎となる診療報酬明細書（請求書）

2) 上記1) の書面に添付する

①診断書

②上記1) の算出基礎を証するに足りる書面 等

()

平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日

【委 任 者】

住 所 : 東京都文京区〇〇 〇- 〇〇- 〇〇

氏 名 : 〇 〇 〇 〇 印

(代理人の場合は被害者との関係 :)

注1) 委任者の印鑑証明書を添付し、印には印鑑証明の印を押印して下さい。

2) 印鑑証明書の添付が困難な場合には、損害保険会社等にご相談下さい。

同意書（様式案）の利用について

○ 様式 P 2 2, 記入例 P 2 3・2 4

- 1) 本資料における同意書の様式は、一括払い等で任意保険の損害保険会社に医療機関が医療費を直接請求する場合に、任意保険の損害保険会社から提出を求められる「診療報酬明細書（請求書）・診断書等」被害者（患者さん）の個人情報の提供について同意を得る際に用います。

この場合、医療費の請求は原則毎月行うため、請求の都度「明細書・診断書等」の提出が必要である旨を記載し、最初に同意を取っておくことで、毎月の請求の度に同意書を得る必要はないように様式を作成しております。

- 2) 公的保険制度（健康保険や労災保険）を利用せず、医療費は医療機関から直接任意保険の損害保険会社に請求することを患者さんに確認したら、同意書様式の 1. にチェック ☒ を入れ、医療費の請求には「明細書・診断書等」の提出が必要であることを説明した上で、同意書に記入をお願いし、患者さんの同意を得るようにします。

- 3) また、医療費の請求以外に、損害保険会社から患者さんの診療に係る照会等に対し、診療情報の提供が必要となる場合には、同意書様式の 2. にチェック ☒ を入れ、損害保険会社に何を提供するのか に記載し、患者さんの同意を得るようにします。

損害保険会社の照会等により、患者さんの診療に係る情報を提供する場合には、面倒であってもその都度、患者さんの同意を得るべきものと考えます。（何度でも、同意書様式を用いて、提供する書類等を記載して患者さんの同意を得るべきです。）

なお、提供する診療情報については、具体的にいつからいつまでの時期の情報を提供するのか、検査等の実施日の記載も必要となります。

- 4) 本同意書は、自賠責共済・自動車共済等においても同様に取扱います。

一括払い・照会への対応等の場合

同意書

(医療機関名) 院長 殿

私は、貴院が保有する私の交通事故に係る医療情報（下記書類等）について、
損害保険会社 _____ に提供することに同意いたします。
【事故発生日： 年 月 日 ・ 初診日： 年 月 日】

記

[チェック]

- ☐ 1. 上記損害保険会社へ医療機関が直接医療費を請求する場合，原則各月ごとに提出が必要となる下記書類
- ① 請求する金額及びその算出基礎となる診療報酬明細書（請求書）
 - ② 上記①の書面に添付する
 - a. 診断書
 - b. ①の算出基礎を証するに足る書面 等
- ()

[チェック]

- ☐ 2. 上記損害保険会社からの貴院へ対する照会に係る書類等（診療情報）
（注：提供する診療情報に係る時期，検査等の実施日を併せて記載して下さい。）

年 月 日

患者本人

住 所 : _____

氏 名 : _____ (自署又は押印) 印

【患者が意識不明，未成年者等により記載できない場合】

代 理 人

住 所 : _____

氏 名 : _____ (自署又は押印) 印

(_____
患者氏名

患者との関係)

一括払い・照会への対応等の場合（記入例- 明細書・診断書提出）

同意書

(医療機関名) ○ ○ ○ ○ 病院 院長 殿

私は、貴院が保有する私の交通事故に係る医療情報（下記書類等）について、
損害保険会社 〇〇〇〇火災海上保険株式会社 に提供することに同意いたします。
【事故発生日：平成〇〇年 〇〇月 〇〇日 ・ 初診日：平成〇〇年 〇〇月 〇〇日】

記

[チェック]

☒

1. 上記損害保険会社へ医療機関が直接医療費を請求する場合、原則各月ごとに提出が必要となる下記書類

① 請求する金額及びその算出基礎となる診療報酬明細書（請求書）

② 上記①の書面に添付する

a. 診断書

b. ①の算出基礎を証するに足りる書面 等

(特になし)

[チェック]



2. 上記損害保険会社からの貴院へ対する照会に係る書類等（診療情報）

(注：提供する診療情報に係る時期，検査等の実施日を併せて記載して下さい。)

--

平成〇〇年 〇〇月 〇〇日

患者本人

住所：東京都文京区〇〇 〇- 〇〇- 〇〇

氏 名 : (自署又は押印) ○ ○ ○ ○ 印

【患者が意識不明、未成年者等により記載できない場合】

代理人

住 所：

氏 名 : (自署又は押印) 印

患者氏名

患者との関係

同 意 書

（医療機関名） ○ ○ ○ ○ 病院 院長 殿

私は、貴院が保有する私の交通事故に係る医療情報（下記書類等）について、
損害保険会社 ○○○○火災海上保険株式会社 に提供することに同意いたします。
【事故発生日：平成○○年 ○○月 ○○日 ・ 初診日：平成○○年 ○○月 ○○日】

記

[チェック]

- ☐ 1. 上記損害保険会社へ医療機関が直接医療費を請求する場合，原則各月ごとに提出が必要となる下記書類
- ① 請求する金額及びその算出基礎となる診療報酬明細書（請求書）
 - ② 上記①の書面に添付する
 - a. 診断書
 - b. ①の算出基礎を証するに足る書面 等
- ()

[チェック]

- ☒ 2. 上記損害保険会社からの貴院へ対する照会に係る書類等（診療情報）
（注：提供する診療情報に係る時期，検査等の実施日を併せて記載して下さい。）

・レントゲン写真（写）[平成○○年○○月○○日撮影]
・CT・MRIに係る資料（写）
[診療期間：平成○○年○○月○○日～○○月○○日]

平成○○年 ○○月 ○○日

患者本人

住 所 : 東京都文京区○○ ○- ○○- ○○

氏 名 : (自署又は押印) ○ ○ ○ ○ 印

【患者が意識不明，未成年者等により記載できない場合】

代 理 人

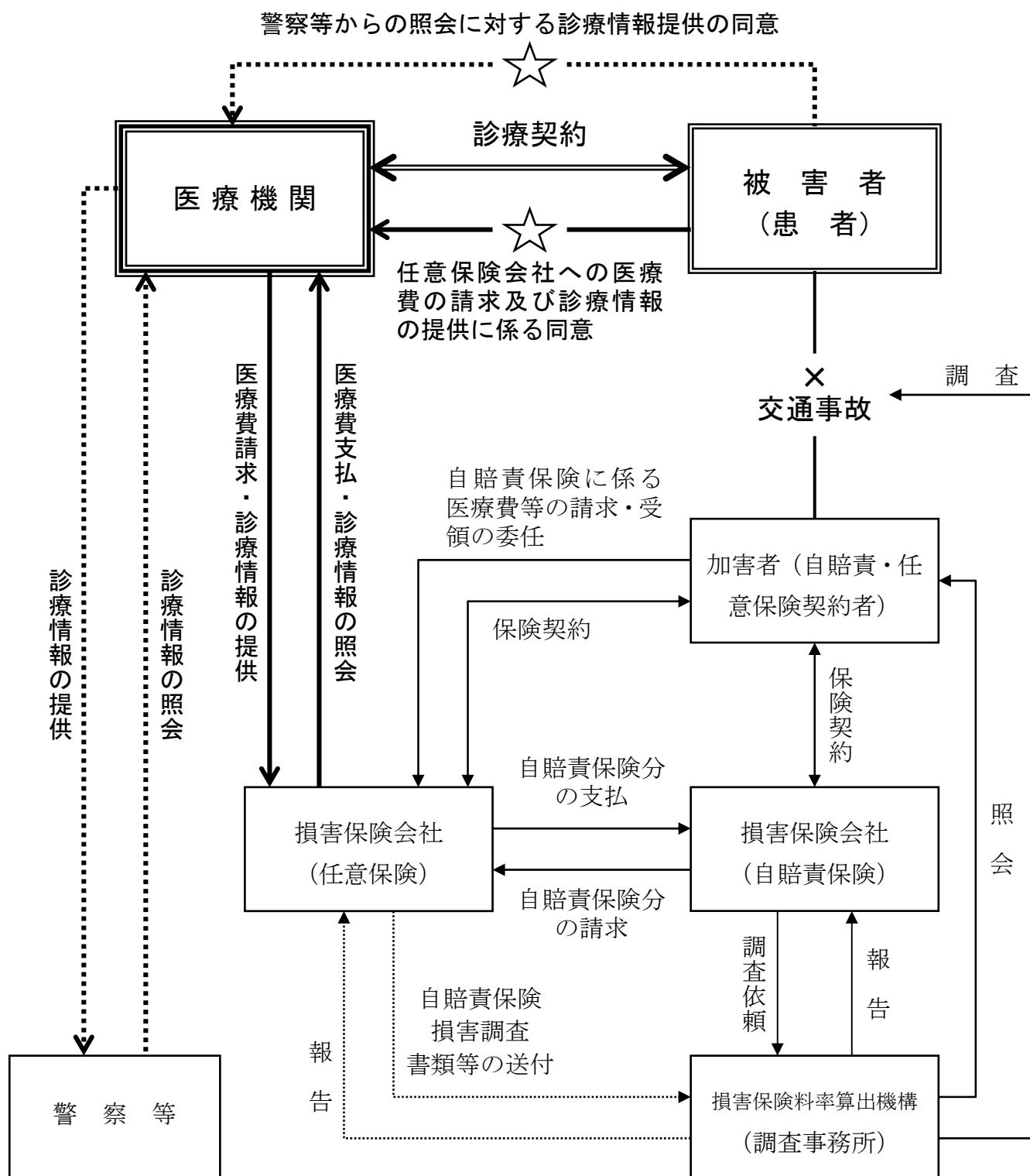
住 所 : _____

氏 名 : (自署又は押印) _____ 印

患者氏名

患者との関係

『一括払い』による請求・支払い、情報提供等の流れ（一例）



☆：医療機関が、患者さんに代わって医療費を請求する場合や、損害保険会社等から診療情報の照会を受けて回答する場合はもちろん、警察等からの照会への回答であっても、第三者へ患者さんの診療情報を提供する場合には、原則として医療機関自身が患者さん本人から同意を得る必要がある。

○自賠責保険診療費算定基準（新基準）に関する問題点等

「個人情報の保護に関する法律」の全面施行に伴う各都道府県における医療協議会（三者協議会）の運営及び新基準の運用における人身事故連絡票等の取扱いに係る留意点等について、日本医師会土屋常任理事から都道府県医師会自賠責保険担当理事あてに、下記の **関係文書** のとおり平成 17 年 3 月 28 日付事務連絡（保 160）が発出されているので参照されたい。

事務連絡（保 160）
平成 17 年 3 月 28 日

都道府県医師会
自賠責保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
土 屋 隆

「個人情報の保護に関する法律」の全面施行に伴う交通事故診療及び
各地における医療協議会（三者協議会）の運営等に係る留意点について

本年 4 月 1 日より全面施行されます「個人情報の保護に関する法律」への取組みとして、日本医師会では冊子「医療機関における個人情報の保護」を作成し、日本医師会雑誌平成 17 年 3 月 15 日号に同封して送付申し上げ、各医療機関での対応をお願いしているところであります。

その中で、利用目的に関する院内掲示の例が示され、診療費請求のための事務として「医療・介護・労災保険、および公費負担医療に関する診療費請求のための利用」について院内掲示することにより患者の同意を得る対応としておりますが、ここには交通事故診療に係る診療費の請求への対応が含まれておりません。

したがって、各医療機関における交通事故診療に係る診療費の請求につきましては、別紙 1 の対応を参考に慎重な対応をお願いしたく、貴会関係会員へのご周知等対応のほど、よろしくお願い申し上げます。

また、各都道府県における医療協議会（三者協議会）の運営及び自賠責保険診療費算定基準（自賠責新基準）の運用における『人身事故連絡票等』の取扱いについて、別紙 2 のとおり日本損害保険協会の見解を確認しておりますので、各地においてよろしくご対応のほどお願い申し上げます。

【交通事故診療における留意点等】

◎損害保険会社に患者さんの診療情報を提供する場合には、患者さん本人の同意が絶対に不可欠です。

- 1) 交通事故診療において、損害保険会社に対して患者さんの診断書や診療報酬の明細書等、患者さんの個人情報となる診療情報を提供する場合には、患者さん本人の同意を得る必要があります。
- 2) 損害保険会社が、保険の支払い手続きに入る時点で、情報取得を含む包括的な同意書または委任状を患者さんから取り付けておくことが多いようですが、医療機関としては、それらの書面の確認だけでは不十分ですので、患者さん本人が情報提供の内容や範囲を正確に理解したうえで同意していることを確実に確認する必要があります。（つまり、損害保険会社が取得した同意（書）等が示された場合であっても、医療機関自身が患者さん本人の同意を得る必要があります。）
- 3) 損害保険会社から、医療機関に対して患者さんの容態や治療内容、入通院に要した日数、治療費等について、口頭または文書により照会を受け、損害保険会社へ患者さんの診療情報を提供する場合には、医療機関として患者さん本人の同意を得る必要があります。
- 4) 患者さん本人の同意を得る場合は、患者さんの自署または押印のある同意書を取り付けることが望ましいものであります。

〔参照〕

※ 1 : 『医療機関における個人情報の保護』（日本医師会 平成 17 年 2 月）

P 23, 24

2 : 『医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン』（厚生労働省 平成 16 年 12 月 24 日）P 21

[参考]

自動車損害賠償保障法

(保険会社に対する損害賠償額の請求)

第十六条 第三条の規定による保有者の損害賠償の責任が発生したときは、被害者は、政令で定めるところにより、保険会社に対し、保険金額の限度において、損害賠償額の支払をなすべきことを請求することができる。

自動車損害賠償保障法施行令

(保険会社に対する損害賠償額の支払の請求)

第三条 法第十六条第一項の損害賠償額の支払の請求は、次の事項を記載した書面をもつて行わなければならない。

一 請求する者の氏名及び住所

二 ～ 四 (略)

五 保険契約者の氏名及び住所

六 請求する金額及びその算出基礎

2 前項の書面には、次の書類を添付しなければならない。

一 診断書又は検案書

二 前項第二号及び第三号の事項を証するに足りる書面

三 前項第六号の算出基礎を証するに足りる書面

《参考》

「必携 医療機関における個人情報の保護」(日本医師会 平成17年2月)

P23～24

3 医療機関として取り組むべきこと

(4) 診療情報を診療以外の目的で利用する場合－第三者への提供－

(b) 民間団体・個人など

(ア) 保険会社

保険会社からは、治療に要した医療費や補償金額の確定のための調査の過程で、医療機関に対して、患者さんの容態や治療内容、入通院に要した日数、治療費などについて、口頭または文書で回答を求めてくることがしばしばあります。生命保険では患者さん本人が加入している会社から、損害保険では本人が加入している保険会社ばかりでなく、交通事故の相手方など他人が加入している保険会社から照会を受けるという場合もあります。

いずれにしても、保険会社に患者さんの診療情報を提供する場合には、患者さん本人の同意が絶対に不可欠です。同意の方法としては、保険の支払い手続きに入る時点で、保険会社が情報取得を含む包括的な同意書または委任状を患者さんから取り付けておくことが多いようです。しかし、医療機関としては、それらの書面を確認するだけでは十分ではなく、患者さん本人が情報提供の内容や範囲を正確に理解したうえで同意していることを確実に確認し、不本意な情報提供が行われることのないよう、慎重な対処をする必要があります。

その他にも、患者さんが各種保険に加入しようとする際に、過去の病歴、既往症などについて、保険会社から問い合わせをしてくる場合などがありますが、当然、患者さんの同意なく情報提供すべきではありません。

《参考》

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」

(厚生労働省 平成16年12月24日) P21

(1) 第三者提供の取扱い

医療・介護関係事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならないとされており、次のような場合には、本人の同意を得る必要がある。

(例)

・民間保険会社からの照会

患者が民間の生命保険に加入しようとする場合、生命保険会社から患者の健康状態等について照会があった場合、患者の同意を得ずに患者の現在の健康状態や既往歴等を回答してはならない。

交通事故によるけがの治療を行っている患者に関して、保険会社から損害保険金の支払いの審査のために必要であるとして症状に関する照会があった場合、患者の同意を得ずに患者の症状等を回答してはならない。

【医療協議会（三者協議会）の運営に係る対応】（日本損害保険協会見解）

問題点：

各地区医療協議会（三者協議会）活動の一環として、医療機関と損害保険会社間の紛争解決を行っているが、個別事案の診療内容を巡る争いの場合、医師会（医療機関）側より患者の診断書・明細書等のセンシティブ情報を含む個人情報記載の資料が配布されることがある。

対応策：

- （１）医師会側に対して、今後の医療協議会（三者協議会）の運営に際しては、医師会側、損保側双方ともに次の対応をとることを要請する。
 - ① 患者の個人情報に記載された資料配布は極力差し控える。
 - ② 協議の必要上、診断書・明細書などを配布する場合は、氏名・生年月日を塗りつぶし、個人が特定できない資料とする。
 - ③ 配布資料は協議会終了後、回収し、以後の利用に供することがないようにする。
 - ④ 個別事案特定のために患者名を伝えざるを得ないときは、そのための必要最小限度の情報を口頭で伝達するにとどめる。（通常は苦情申立て医療機関名が判明しているので、保険会社名、患者名のみで事案が特定できると考えられる。）
- （２）各地区医療協議会（三者協議会）によっては、こうした個別事案の苦情処理に係る議論内容を詳細に議事録に記している場合があるが、今後はその記載についても個人を特定し得る記述は差し控える。

【自賠責保険診療費算定基準（自賠責新基準）における 『人身事故連絡票等』の取扱い】

自賠責新基準の取扱いについては、平成元年6月28日付日医発第221号（保41）「自賠責保険の診療費算定基準の設定について」により、都道府県医師会長あてにご連絡申し上げ、これにご賛同いただいた地域より順次実施いただき、現在45都道府県において合意されているところであります。

本通知では、算定基準の設定に併せて、従来より問題とされていた自動車保険診療費の請求、審査、支払等に係る諸問題についても検討の上、その概要をお示ししております。

その中で、「人身事故- 連絡、照会及び請求、支払いに関する申し合せ」として、自動車事故診療費の請求についての医療機関、損害保険会社間の連絡方法、支払期日等に関する申し合せを示し、併せて医療機関と損害保険会社との間の連絡、照会の際に利用する連絡票等の様式の素案『①自動車の保険・人身事故連絡票（案）（保険会社→医療機関）、②任意保険 自動車事故連絡・人身事故連絡票（案）（医療機関→保険会社）』（別添様式参照。以下、単に「連絡票等」という。）を示し、各地域ごとにご検討の上、これをご活用いただいているところであります。

ところが、本年4月1日より全面施行されます「個人情報の保護に関する法律」においては、こうした情報も被害者の個人情報であり、今後は同意なしに第三者へ提供することはできなくなります。

上記連絡票等の利用実態につきましては、各地域ごとにその格差が大きいため、日本損害保険協会と検討した結果、本会といたしましては、以下のような対応をお示いたしますので、各地の事情等を勘案し、医療協議会（三者協議会）にてご判断いただきますようお願いいたします。

《 現 行 ： 平成元年6月28日日医発第221号（保41）》

人身事故 ― 連絡、照会及び請求、支払に関する申し合せ （案）

日本医師会と日本損害保険協会および自算会は、自賠責保険及び自動車保険の医療費の請求・支払い等に関する事務を円滑に行うため下記のとおり申し合わせする。

自賠責保険のみの場合

1. 保険適用の可否および損害保険会社への照会

- ・医療機関は、当該事故について自賠責保険が適用されるか否かを別紙のチェックシートによって判断する。不明な点については加害者の契約する損害保険会社に照会する。
- ・なお、自賠責保険適用の可否、支払い額等は、保険金の請求によって確定するので請求前の照会について損害保険会社は一般的な説明しか行い得ない。

2. 医療機関より損害保険会社への請求

- ・医療機関は、所定の診断書及び診療報酬明細書を請求関係一件書類に添えて損害保険会社に送付する。

3. 損害保険会社の支払い

- （1）損害保険会社は、医療機関に対し、原則として請求関係一件書類の受付日から2カ月以内に逐次支払う。
- （2）損害保険会社または自算会調査事務所は、医療機関に速やかに、
 - ① 請求書類の内容について不明の場合は照会する。
 - ② 2カ月以内に請求通り支払いが困難な場合には連絡を行う。
- （3）損害保険会社は、支払いの都度、医療機関に支払い通知を行うものとする。

自賠責・任意一括払いの場合

1. 医療機関、損害保険会社相互の情報連絡

- ・保険処理にあたり、事前の情報交換を必要とするときは、速やかに別紙「自動車の保険・人身事故連絡票」または「任意保険自動車事故連絡・照会票」を利用し、相互に適切な連絡を行うものとする。

次の対応（案）1, 2
のとおりとする。

2. 医療機関より損害保険会社への請求

- ・医療機関は所定の診断書及び診療報酬明細書に必要事項を記入し損害保険会社に送付する。

3. 損害保険会社の支払い

- （1）損害保険会社は医療機関に対し、原則として請求関係一件書類の受付日から翌月末日までに逐次支払う。
- （2）損害保険会社は、医療機関宛速やかに、
 - ① 請求書類の内容について不明の場合は照会する。
 - ② 翌月末日までに請求通り支払いが困難な場合には連絡を行う。
- （3）損害保険会社は支払いの都度、医療機関に対し支払い通知を行うものとする。

○損害保険会社に対する医療費請求の手続きについては、「自動車の保険・医療費請求のしおり」を参照のこと。
○医療機関又は損害保険会社が、医療費の請求、支払い等に関して両者の合意が得られない場合は、当該医療機関の所在する都道府県医師会の自動車保険審査会、もしくは都道府県自動車保険医療協議会に付議し解決に当たることとする。

対応（案） 1

○連絡票等が利用されていない地区

個人情報の取扱いに慎重対応が求められていることから、損保会社と医療機関との間で各種情報がやり取りされているとの批判を受けることがないように、医療協議会（三者協議会）での申し合せから、次の該当箇所を削除し、連絡票等による双方からの連絡（情報交換）は廃止する。

《現 行》	《改 正 後》
自賠責・任意一括払いの場合 1. 医療機関、損害保険会社相互の情報連絡 保険処理にあたり、事前の情報交換を必要とするときは、速やかに別紙「自動車の保険・人身事故連絡票」または「任意保険自動車事故連絡・照会票」を利用し、相互に適切な連絡を行うものとする。	自賠責・任意一括払いの場合 1. 医療機関、損害保険会社相互の情報連絡 ・保険処理にあたり、事前の情報交換を必要とするときは、速やかに別紙「自動車の保険・人身事故連絡票」または「任意保険自動車事故連絡・照会票」を利用し、相互に適切な連絡を行うものとする。 ⇒ 削除

対応（案） 2

○連絡票等が利用されている地区

医療協議会（三者協議会）にて協議の上、申し合せ文言に「被害者の同意が得られた事案について」を追加する。

- ① 連絡票等によって、医療機関及び損害保険会社が保有する個人情報を提供する場合は、原則として被害者（患者）本人の同意が必要となる。
- ② したがって、同意を得ることが困難なケースでは、連絡票等の提出はできない。また、同意が得られる場合でも、相当の期間を要することから、現在よりも提出時期は遅れることが予想される。

《現 行》	《改 正 後》
自賠責・任意一括払いの場合 1. 医療機関、損害保険会社相互の情報連絡 保険処理にあたり、事前の情報交換を必要とするときは、速やかに別紙「自動車の保険・人身事故連絡票」または「任意保険自動車事故連絡・照会票」を利用し、相互に適切な連絡を行うものとする。	自賠責・任意一括払いの場合 1. 医療機関、損害保険会社相互の情報連絡 保険処理にあたり、事前の情報交換を必要とし被害者の同意が得られた事案については、速やかに別紙「自動車の保険・人身事故連絡票」または「任意保険自動車事故連絡・照会票」を利用し、相互に適切な連絡を行うものとする。 ⇒ 波線部分変更